

災害時における応援復旧対策の協力に関する協定

大阪市建設局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「乙」という。）は、地震その他の異常な自然現象により、甲の管理施設が被災した場合（以下「災害」という。）における応急復旧対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における甲の管理する施設の応急復旧対策業務について、乙の協力により速やかに業務の実施ができることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害により被災した道路、橋梁（下部）、河川（護岸）、公園の施設において、次の事項を乙に協力要請する。

- (1) 道路交通確保のための障害物除去や河道の閉塞物の除去など
- (2) 施設被害の状況の調査
- (3) 甲への技術的助言
- (4) 被災施設の機能回復に関する応急対策ならびに仮復旧
- (5) 緊急対応に必要な資機材の提供
- (6) その他必要な事項

2 前項により要請を受けた乙は、速やかに構成会員に周知し、要請された応急復旧対策に協力する。

3 業務を実施する構成会員は、速やかに甲と協議のうえ、業務を実施するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙に対して協力を要請するときは、口頭、電話、FAX等により要請し、甲は後日、乙に対して協力要請する旨の文書（以下、「要請書」という。）を送付する。

2 甲が行う要請書の様式は、別紙（様式-1）とする。

（報 告）

第4条 乙の構成会員は、甲より要請された業務を完了したときは、速やかに甲に対し所定の文書（以下、「報告書」という。）により報告を行う。

2 乙の構成会員が行う報告書の様式は、別紙（様式-2）とする。

（費用負担および確認・検査）

第5条 この協定に基づき乙の構成会員が、甲より要請され業務に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格決定にあたっては、乙の構成会員は具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙の構成会員が協議して定めたのち契約を締

結する。

3 甲は、乙の構成会員の具体的な履行内容の確認・検査を行う。

(連絡体制)

第6条 応急復旧対策の要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

2 甲ならびに乙は、前項の連絡責任者に変更があった場合は、相手方に対して速やかに通知するものとする。

3 甲ならびに乙の連絡責任者は、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲または乙から協定期間満了の1カ月前までに申出がない場合は、本協定期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

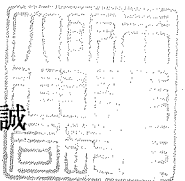
(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 10月 9日

甲 大阪市建設局
局長 西尾 誠



乙 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部
支部長 水野 将



(様式-1)

平成 年 月 日

災害時における応援復旧対策に関する協力要請書

一般社団法人

日本建設業連合会関西支部 支部長 様

大阪市建設局長

「災害時における応援復旧対策の協力に関する協定」第3条および同条2項に基づき、
次のとおり要請します。

1. 被災場所又は応急対策等の要する場所と被災概要	①概要 ②場所 区 町 丁目 番地先 ~ 区 町 丁目 番地先
2. 現場責任者	電話 () FAX ()
3. 要請日時	要請者名： 平成 年 月 日 () AM・PM 時 分
4. 協力要請内容 (人員・資機材等)	
5. 協力要請の期間	平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()
6. その他必要な事項	

整理番号：

